## 佐賀県

## 農業用以外の各殺虫剤(有効成分)の使用目的別使用量 (令和2年度)

(E+nは×10<sup>n</sup>、例えばE+3は×1000の意味です。)

政令 番号	慣用名	使用量(kg/年)				
		家庭衛生害 虫用	防疫衛生害 虫用	家庭不快害 虫用	シロアリ防除用	使用量 合計
22	フィプロニル			2.1E-1	2.7E+1	27.1
64	エトフェンプロックス	1.2E+1	9.7E+0	3.1E+0	2.1E+1	45.3
117	テブコナゾール				2.1E+0	2.1
139	トラロメトリン			2.9E+0	1.6E+0	4.6
140	フェンプロパトリン			1.4E+0		1.4
153	テトラメトリン	1.3E+2	5.3E+0	1.1E+2	8.2E-2	247.7
181	ジクロロベンゼン	2.7E+2	1.4E+2			415.8
225	トリクロルホン		5.0E+0			5.0
248	ダイアジノン		5.3E-1			0.5
251	フェニトロチオン		1.3E+2	1.8E+0		132.8
252	フェンチオン	2.8E+0	4.8E+1	2.8E+0		53.7
256	デカン酸				3.1E+0	3.1
350	ペルメトリン	1.6E+1	2.7E+1	9.6E+0	4.4E+1	96.0
405	ほう素化合物		5.4E-2	2.7E+1	9.7E−1	27.6
427	カルバリル			1.0E+2		100.5
428	フェノブカルブ			6.5E+1	1.2E+2	183.6
457	ジクロルボス	5.8E+1	4.7E+2			530.9
	合 計	4.9E+2	8.4E+2	3.3E+2	2.2E+2	1877.7

注)農業用の殺虫剤については、「各農薬(有効成分)の使用先別使用量」に表示され、この表には含まれていません。 注)衛生害虫・・・・蚊、ハエ、ゴキブリ、ノミ、ナンキンムシ、イエダニ、シラミ、屋内塵性ダニ類等薬事法で規定された虫 不快害虫・・・ハチ、ブユ、ユスリカ、ケムシ、ムカデ等